

令和5年第3回教育委員会議事録

令和5年2月8日（水）

杉並区教育委員会

教育委員会議事録

日 時 令和5年2月8日（水）午後2時00分～午後3時12分

場 所 教育委員会室

出席委員 教 育 長 白石 高士 委 員 對馬 初音

委 員 久保田 福美 委 員 伊井 希志子

出席説明員 事務局次長 齊藤 俊朗 教育政策担当部長 大 島 晃
教育人事企画課長

学校整備担当部長 中村 一郎 生涯学習担当部長 関 谷 隆
学校整備課長

学 務 課 長 松下 美穂子 特別支援教育課長 正富 富士夫
就学前教育支援センター所長

学校支援課長 宮崎 敬司 学校整備担当課長 岡 部 義雄

生涯学習推進課長 本橋 宏己 済美教育センター
統括指導主事 加藤 則之

済美教育センター 鈴木 壮平 済美教育センター
統括指導主事 教育相談担当課長 保土澤 尚教

中央図書館長 原田 洋一

事務局職員 庶務係長 佐藤 守 法規担当係長 岩田 晃司

担 当 書 記 松尾 菜美子

傍 聴 者 0名

会議に付した事件

(議案)

議案第5号 杉並区幼稚園教育職員及び杉並区学校教育職員の任免等
について

議案第6号 令和5年度杉並区立小中学校の学級編制方針について

(報告事項)

- (1) 令和3年度体罰等実態把握調査の結果について
- (2) 物価高騰に伴う令和5年度就学援助及び学校給食費への対応について
- (3) 区立学校における新型コロナウイルス感染症の感染状況等について
- (4) 中学校部活動の地域移行に向けた今後の取組について
- (5) 神明中学校改築基本設計まとめ(案)について
- (6) 社会教育センター大規模改修工事期間延長に伴う対応について

目次

議案

- 議案第5号 杉並区幼稚園教育職員及び杉並区学校教育職員の任免等について・・・・・・・・・・ 26
- 議案第6号 令和5年度杉並区立小中学校の学級編制方針について・・・・・・・・・・ 4

報告事項

- (1) 令和3年度体罰等実態把握調査の結果について・・・・・・・・ 6
- (2) 物価高騰に伴う令和5年度就学援助及び学校給食費への対応について・・・・・・・・ 7
- (3) 区立学校における新型コロナウイルス感染症の感染状況等について・・・・・・・・ 9
- (4) 中学校部活動の地域移行に向けた今後の取組について・・・・ 11
- (5) 神明中学校改築基本設計まとめ(案)について・・・・・・・・ 19
- (6) 社会教育センター大規模改修工事期間延長に伴う対応について・・・・・・・・ 24

教育長 定刻になりましたので、ただいまから令和5年第3回杉並区教育委員会定例会を開催いたします。本日は折井委員から欠席の旨の連絡を受けておりますが、定足数は満たしておりますので、このまま会議を進めます。

それでは、本日の会議について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局次長 本日の議事録の署名委員につきましては、教育長より事前に對馬委員との指名がございましたので、よろしくをお願いいたします。

本日の議事日程についてでございますが、議案2件、報告事項6件を予定しております。

以上でございます。

教育長 それでは、本日の議事に入りますが、議案第5号につきましては人事に関する案件でございますので、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第14条第7項の規定により議案の審議を非公開としたいと思いますが、異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

それでは、まずほかの議案の審議を行います。事務局より説明をお願いいたします。

事務局次長 それでは、議案第6号「令和5年度杉並区立小中学校の学級編制方針について」を上程いたします。学務課長からご説明いたします。

学務課長 それでは私からは議案第6号「令和5年度杉並区立小中学校の学級編制方針について」、ご説明いたします。

杉並区立小中学校の学級編制は、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」に基づき、東京都が定める基準を標準として杉並区で行うこととしております。

まず、東京都の学級編制基準については、小学校では第1学年から第3学年は1クラス35人、第4学年から第6学年は1クラス40人編制が基本でございますが、令和5年度においては、小学校第4学年の学級編制の標準は35人に引き下げられる見込みでございます。中学校については、第1学年から第3学年まで1クラス40人編制が基本でございます。

これに対して杉並区の学級編制について、まず小学校ですが、議案の1番の(1)をご覧ください。第1学年から第6学年までを1学級35人の学級編制といたします。

ただし、教室不足などの学校運営上支障がある場合には、35人の学級

編制によらず、東京都が定める基準に基づき学級編制を行って参ります。

次に、(2)の中学校についてですが、東京都と同様、1学級40人の学級編制といたしますが、第1学年については1学級の平均生徒数が35人を超える場合には、1学級の生徒数の上限を35人として学級編制できることとしています。

最後に実施の時期につきましては、令和5年4月1日としております。

議案の朗読は省略させていただきます。私からの説明は以上でございます。

事務局次長 それではただいまの説明につきまして、ご意見ご質問等ございましたらお願いいたします。

久保田委員 都の基準も毎年1学年ごとに35人学級へ移行してきている中で、杉並区の場合にはいち早く1年生から6年生まで全て35人でやってきておりますが、今回の資料にも、ただし書きで、学校運営上支障がある場合はこの限りではないと書いてありますが、これはやはり教室不足も理由となるのかなと感じております。

現状で何校何学級ぐらい、そして5年度の4月以降、どれぐらいの学校、学級数になりそうかわかる範囲で教えていただければと思います。

事務局次長 すみません。今ちょっと数字が手元にございませんで、調べまして、報告させていただきます。

伊井委員 実際に教室の人数に関してご相談はどれくらいあるんですか。

例えば今年ですと何校ぐらい、雑ばくな数字でも、内容でもいいです。学級編制って本当に学校によってすごく違うんではないかな。地域の状況、学年の雰囲気とかもあるし。結構相談ってあるものなんですか。

学務課長 学校側から具体的に学級編制について相談ということはあまりないかと存じますけれども、やはり学校によっては全クラス35人ぎりぎり、これ以上人数が増えると教室が足りなくなってしまうですとか、そういった学校からは、早めに対応をしてほしいですとか、そういった声は聞かれることはございます。

ただ指定校変更の申請受付の時に、これ以上人を増やせないような学校については、7号事由の制限を行うことで、何とか対応しているといった状況でございます。

折井委員 色々大変だと思いますが、フレキシブルにご対応いただけたらいいなと思います。

ありがとうございます。

学務課長 今、学校からの相談はあまりないということでお話をしたんですけれども、小学校の方で今、1クラス増やせないかというような相談があるというお話を聞いております。

伊井委員 ありがとうございます。

事務局次長 ほかには何かご意見等ございますでしょうか。

久保田委員 これは教育人事企画課の方への質問のような形になるかもしれないのですが、都の方で人事の内示を早めるということが言われている中で、学級数との調整は、実際にどんなふうになりそうなのかどうか、わかりますでしょうか。

教育人事企画課長 内示自体は、結局発令が4月1日になるんです。

ただ公表は例年よりは早くなるという情報は入ってきてます。

その上で、学級編制に関わってくる部分については、これまでと同様のペースで進むというふうに考えておりますが、ただ今年度、教員不足が全都的にあって、35人のボーダーラインのところに関しては、弾力的に人員配置するという方向で、都教委は考えるというふうに聞いております。

事務局次長 ほかにご意見等はよろしいでしょうか。

それでは無いようですので、教育長、議案の採決をお願いいたします。

教育長 それでは、採決を行います。

議案第6号につきましては、原案のとおり可決して異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

それでは異議がございませんので、議案第6号につきましては原案のとおり可決といたします。

教育長 それでは続きまして報告事項の聴取を行います。

事務局から説明をお願いいたします。

事務局次長 それでは続きまして、報告事項1番「令和3年度体罰等実態把握調査の結果について」につきまして、教育人事企画課長からご説明いたします。

教育人事企画課長 私からは、東京都教育委員会が実施した令和3年度の都内公立学校における体罰等の実態把握調査の結果のうち、杉並区に係る調査結果についてご報告いたします。

調査対象ですが、区立の全小中学校、及び済美養護学校となります。

対象期間は令和3年4月1日から令和4年3月31日までで、調査方法としては、「①年度を通じた各学校からの随時の報告」、「②全教職員を対象とした校長による個別聞き取り調査」、「③全児童・生徒を対象にした質問紙による調査」、以上の3点の調査を行いました。

調査結果ですが、令和3年度、杉並区に係る体罰事案はございませんでした。

今後の取組ですが、サービス事故防止の観点から、引き続き校長会や副校長会において、管理職への指導を行うとともに、各学校においては教職員向けのサービス意識向上研修の実施や、管理職による授業観察等を継続して行って参ります。

以上でご報告は終わります。

事務局次長 それではただいまの説明につきまして、ご意見・ご質問等がございましたら、お願いいたします。

久保田委員 「杉並区における体罰事案なし」ということで、本当によかったと思います。

この間の事務局、済美教育センターの取組に対し、また各学校での校長先生をはじめ、その取組に対して敬意を表し改めて感謝を申し上げます。

杉並区は分かったのですが、全都的な傾向は最近どんな感じでしょうか。

教育人事企画課長 体罰のことで東京都が公表しているものとしましては、体罰に認定されたものは、令和元年度19名、令和2年度7名、令和3年度7名ということで減少傾向ではございます。

久保田委員 ありがとうございます。

事務局次長 ほかにご意見等ございますでしょうか。よろしいですか。

それでは無いようですので、報告事項1番につきましての質疑を終わります。

続きまして報告事項2番「物価高騰に伴う令和5年度就学援助及び学校給食費への対応について」、学務課長からご説明いたします。

学務課長 それでは私から「物価高騰に伴う令和5年度就学援助及び学校給食費への対応について」、ご説明いたします。

今年度の物価高騰による影響を考慮し、児童・生徒の義務教育の円滑

な実施を図るため、令和5年度については就学援助における認定基準額の引き上げと、給食費の補助を行います。

まず就学援助における認定基準の引き上げについてですけれども、就学援助の対象者のうち教育委員会で生活が困窮しているというふうに認める準要保護の方の認定基準額をこれまで第73次改定の生活保護基準額の1.2倍というふうにしていたところを、1.3倍に引き上げるものでございます。

引き上げの考え方でございますけれども、現行の認定基準額を定めた平成29年から令和4年の10月までの間に消費者物価指数が5.2ポイント上昇しておりまして、特に今年度に入ってから物価上昇が大きいんですけれども、逆に実質賃金の方は減少しているといったことがございまして、経済的に就学が困難となっているご家庭があるということで援助をすることとしたものでございます。

なお令和6年度以降の認定基準につきましては、来年度に見直される生活保護基準を踏まえまして、区における義務教育保護者負担軽減のあり方と併せて検討し、決定をして参ります。

今後なんですけれども3月に各学校にご案内と申請書を配送しまして、4月に児童・生徒の保護者へご案内をし、申請の受付を開始するものでございます。

裏面に参りまして、令和5年度の学校給食費についてでございます。学校給食費については、今年度物価高騰の保護者負担軽減策として、地方創生臨時交付金を活用した補助を行いまして、保護者負担額を令和3年度の価格に据え置いたところなんですけれども、令和5年度についても、食材費の試算をしたところ、今年度と状況が変わらないことが予想されることから、公費負担を継続しまして、保護者負担額を据え置くものでございます。

給食費1食あたりの保護者負担額・公費負担額は、下表の2番にございまして、通常給食の保護者負担額は学年によって254円から329円。

公費負担額は1食あたり9円から13円となっております。

私からは以上でございます。

事務局次長 それではただいま説明につきまして、ご意見・ご質問等がございましたら、お願いいたします。

教育長 就学援助の認定基準を1.2から1.3というお話があったんですけ

れども、それに伴って対象者の数というのは、どのぐらい増えるものですか。増えるんですよね。

学務課長 試算をしております、200人程度増加する見込みというふうに考えているところです。

教育長 ありがとうございます。

事務局次長 ほかには何かございますでしょうか。

教育長 給食費じゃないですが、多様化給食ってあるじゃないですか。通常給食よりも値段が高い多様化給食って、例えば杉九小がやっている鍋給食とか、そういうことなんですか。

学校課長 おっしゃるとおり、そういった給食ですとか、バイキングですとか、少し通常の給食よりもイベント要素があったりですとか、少し内容も豪華になっていたりですか、そういったものでございます。

教育長 バイキング給食とか、リザーブ給食とか、弁当給食とか、いわゆる通常の給食じゃないやつを各学校がやっていて、資料を見ると、学校によって年3回から5回、多分やるんだけど、例えばバイキングって、コロナ禍で非常にやりづらかったじゃないですか。いろいろな宿泊施設でも、結局個人単位でトングを持たせたりとか。でも多分学校の給食でそんなことできないだろうし、どのように工夫されていたのかなというのを聞いたかったです。

学務課長 今、バイキング給食を例に出してしまったんですけれども、実際にはコロナ禍では、バイキング給食はほとんどの学校で実施できていないというのが現状でございます、別の形で、お弁当ですとか、リザーブ給食を採用したり、そういったことで対応しているというふうに伺っております。

事務局次長 ほかにはご意見等よろしゅうございますか。

それでは無いようですので、報告事項2番につきまして、質疑を終わります。

続きまして、報告事項3番「区立学校における新型コロナウイルス感染症の感染状況等について」、引き続き学務課長からご説明いたします。

学務課長 それでは引き続き私から「区立学校における新型コロナウイルス感染症の感染状況等について」、ご説明いたします。

令和4年9月以降の感染状況について報告をいたします。

まず「児童・生徒及び教員の感染者数」ですけれども、表の中には1

月31日現在の数字をお示ししておりますけれども、2月6日現在で小学生4,952人、中学生1,324人、教員282人というふうになってございます。

感染状況といたしましては、第7波による児童・生徒の感染者数というのが、9月から10月中旬にかけて減少してきていたんですけれども、それ以降にまた増加に転じまして、12月中旬には急増をしております。

長期休業中については行動制限がない年末年始ということで、流行が懸念されたんですけれども、実際には1月中旬以降はまた減少に転じているといった状況でございます。

感染経路は今までと同じく経路不明が6割程度、家庭内感染が3割程度でございます。

臨時休業の状況としましては9月以降、2学期末時点で学級閉鎖した学校数及び学級数は小学校33校89学級、中学校で7校18学級でございます。特別支援学校の学級閉鎖はございません。

3学期に入ってから1月31日現在の数字ですけれども、小学校1校1学級の閉鎖というふうになっております。

下に参考で「インフルエンザ様疾患による児童・生徒の出席停止者数」をお示ししているんですけれども、こちらは小学生で2月3日時点で332名、中学生で64名の出席停止というふうになってございます。

実際に月別の出席停止者数の方を見ていただくと、1月あたりになりますとだいぶコロナとインフルエンザの人数がきっこうしているというような状況がございまして、特にインフルエンザについてはこの冬以降、1月以降は非常に感染も広がっている、流行しているというような状況があるかと思えます。

学級閉鎖についても、今はインフルエンザの方が学級閉鎖数が多くなってございまして、1月31日現在の数字がこちらに載せてありますけれども、2月6日現在ですと小学校が7校16学級、中学校が3校4学級というふうになっております。

私からは以上でございます。

事務局次長 それではただいまの説明につきましても、ご質問・ご意見がございましたら、お願いいたします。

特にございませんでしょうか。

教育長 コロナよりもインフルエンザの方が今増えてきているわけですが、令和元年度は小学生・中学生合わせて4,700名ぐらいがイン

フルエンザにかかっていた。しかもインフルエンザは多分冬だけでこれだけ感染していたことを考えると、コロナは年間でこれだけの数なので、なんかインフルエンザの方がすごかったんじゃないかなという感じがします。

コロナで私たちは感染対策として、例えば手洗いをするとか、消毒をするとか、検温をするとか、マスクをするとかっていう知見がこの3年間の間に積み上げられてきたんですけれども、インフルエンザの対策というのも基本はコロナと同じと考えていいのか。あるいはインフルエンザはそれ以外に、例えば消毒の方法は違うとか、その辺専門的なものというのとは何かあるんでしょうか。

学務課長 基本的な感染対策としましては、コロナもインフルエンザも同じエアロゾルですとか、空気感染に近いようなものでございますので、手洗いですとか、それからマスクの着用ですとか、そういった対策、あと換気ですね。そういった対策をとることが必要かと思えます。

ただどういう状況で感染するかという話になりますと、コロナの場合には発症前からうつしてしまうというところがインフルエンザと一番大きな違いでございまして、そういった意味でいつ感染しているかわからないから、うつさないようにするためにみんながマスクを着用するべきと言われていたところが一番大きな違いかなというふうには考えております。

教育長 とてもよくわかりました。ありがとうございます。

事務局次長 ほかはよろしゅうございますか。

それでは無いようですので、報告事項3番につきましての質疑を終わります。

続きまして、報告事項4番「中学校部活動の地域移行に向けた今後の取組について」、学校支援課長から説明します。

学校支援課長 私からは「中学校部活動の地域移行に向けた今後の取組について」、ご報告いたします。

最初に地域移行に向けた考え方についてです。

区ではこれまでも部活動の充実と教員の負担軽減を図るために、部活の活性化事業をはじめ、外部指導員であるとか、部活の指導員の配置などによりまして中学校部活動の支援を行ってきました。

一方で少子化の進展による生徒数の減少や、競技経験のない教員が部

活動を指導せざるを得ない状況にあること、また特に休日の練習、そして大会引率など、部活動は教員にとって依然として大きな負担となっておりまして、これまでと同様の体制で部活動を続けていくことは、持続可能性の面において厳しい状況でございます。

このような中で、国は昨年暮れ12月27日でございますが、「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」を策定いたしました。

この中で、学校部活動の適切な運営とともに、学校部活動の次の受け皿となります、新たな地域クラブ活動のあり方ですとか、地域移行に向けた進め方等を示しているところです。

各自治体においては、このガイドラインを踏まえまして、推進計画等の策定により、まずは休日の学校部活動の段階的な地域移行について、それぞれの地域の実情に応じて可能な限り、早期の実現を目指すということが求められております。

これらのことを踏まえまして、子どもたちの持続可能なスポーツ・文化・芸術環境の形成と教員の働き方改革を更に進めるため、杉並区の実情に即した中学校部活動の地域移行に取り組めます。

次に地域移行の進め方でございます。

令和5年4月から、仮称でございますが、「中学校部活動の地域移行に向けた検討会」を設置いたしまして、これまで区が取り組んできた取組の成果等も踏まえながら、地域移行のあり方等について、保護者、地域スポーツ・文化芸術団体等のご意見等も幅広くお聞きしながら検討を行って参ります。

検討期間、検討内容、構成員については、表に記載のとおりでございます。

続いてこの検討結果を踏まえまして、地域移行に向けた方針や、具体的な取組内容、スケジュール等を定めた「（仮称）杉並区中学校部活動の地域移行に関する推進計画」というものを策定して、段階的・計画的な地域移行への取組を進めて参ります。

裏面をご覧ください。

その他でございますが、平成31年3月に策定いたしました。杉並区の運動部活動に関するガイドラインにつきましましては、国のガイドラインと今年度中に改定を予定している東京都の部活動の在り方に関する方針、

こちらを踏まえまして、文化部活動に関する項目も盛り込みながら総合的なガイドラインとして年度内を目途に改定を行う予定でございます。

最後に今後のスケジュールです。

4月に検討会を設置いたしまして、10月に検討結果を取りまとめ、そして12月にそれらを踏まえて推進計画を策定して参る予定でございます。

私からの報告は以上です。

すみません、あと、参考に国のガイドラインの概要の方を添付させていただいております。

こちらは4章立てになっておりまして、最初の1章のところはこれまでの学校部活動、運動部活動・文化部活動に関するものになっております。2章・3章のところがいわゆる地域移行の受け皿となる新たな地域クラブ活動の在り方であるとか、進め方について示されております。

そして最後の4章のところについても、大会の在り方の見直しということで、この令和5年4月から大きく大会参加の規定が見直されるという話も聞いておりますので、そういったところがこのガイドラインの中で示されているところがございます。

以上でございます。

事務局次長 それではただ今の説明につきまして、ご意見・ご質問等ございましたら、お願いいたします。

対馬委員 この部活動というのは、既存の部活動のことですか。例えば野球部とか、サッカー部とか、バレー部とか。あるいは杉並でモデル的にやっている体験型の、毎日メニューを変えたりしてやる「ゆる部活」、その両方というふうに捉えていいんでしょうか。

学校支援課長 既存の部活動も、新しいゆる部活も含めて、今後、いずれは地域の方で担っていくというようなイメージですが、その経過期間として、ある程度時間は必要にはなると思います。それは個々の学校とか部活動の実態を見ながら、合同部活が必要なところは、合同部活を取り入れたり、また例えばですけれども、見直しをして生徒のニーズに合った新たな部活をまた構築していくなど、そういったことも含めて総合的に地域移行という形で進めていく、そういったものでございます。

対馬委員 ありがとうございます。

中学校のPTAの方と懇談した時にも、やはりすごく興味がおありで、頭では皆さんもこれに賛成で理解しているんだけど、いざ自分の子の話

となると、現状の部活動に対する希望なども結構出てきて、でもよく考えてもみて、現状難しいですよねって言うと、それはそうなんですよねって。

やはり地域移行にご理解をいただいたり、実際にやってみて、これならできそうだねって思ってもらうのに、ちょっと時間はかかるのかなっていう気はしているんですけども、ゆくゆくはこういう形になっていくということが、これからのやり方なのかなと思っておりますので、よろしく願いいたします。

学校支援課長 ありがとうございます。

そうですね、もう今既に地域移行に向けて試行的に高円寺学園、富士見丘中学校で取り組んでいるものもございます。

こういった形で、ほかの学校の部活動も少しずつできるところから具体化させていって、その結果を課題も含めてですけども、保護者の方とか子どもたちに共有していきながら、全体に前に進んでいくようなイメージで進めて参りたいと思いますので、よろしく願いします。

伊井委員 まずはこの検討委員会を設けて、それぞれ関係者の方、保護者、学校も含めて話し合いをしていただくのは、すごく望ましい形なのではないかなと思います。

ありがとうございます。

先ほどからお話が出ている、富士見丘中学とか高円寺学園ですね、現状がどういう感じなのかを伺いたいのが1つと、それからやはり部活って中学生にとって、その学校にあるっていうイメージなので、それを地域クラブに変えていくというのがすごくやっぱり對馬委員もおっしゃっていたんですけど、時間もかかるし、イメージとしてなかなかつかみづらいところが生徒さんの中にも、それから保護者の中にもあると思います。その辺りを是非話し合いをしながら、進めていただけたらいいのかなと思います。

あと、部活に代わる、その地域のそういったクラブっていうのが今どれぐらいあるんですかね。

だんだん変わっていく中でうまいことスライドできていけばいいと思うんですけども、やっぱり学校にいる時に授業は大事だけれども、部活も大事というお子さんもいらっしゃいます。学校は学びに行くところですけども、それだけじゃない居場所として、例えば野球がやりた

いから学校へ行くという子もいるかもしれませんが。そういう個々のニーズまで叶えていくのは難しいと思いますが、部活動は中学の間だけではなくて、自分が何が好きかとか、先々どういうふうに進みたいかっていうことを考える上で、1つの選択肢になっていると思うんですね。先日の中学校対抗駅伝でも、大宮中学のお子さん方がすごく活躍していましたが、これもやっぱり地域にああいう活躍の場があると、地域も学校も活性化されますし、すごくいい形だと思うんですが、この辺り本当に難しい選択と分かっておりますが、慎重に進めていただけたらなと思います。

また、先生方のご負担になっている反面、やりたい、指導したいという方も少数かもしれないですけど、どれぐらいかわからないですけど、いらっしゃると思います。やっぱり部活を指導していく中で、生徒さん達との関わりやコミュニケーションをとっていくということ、ご自分の信条としてらっしゃる方もいらっしゃると思うので、その辺も上手にくみ取りながら柔軟に対応していただけるといいのかなと思います。

よろしく願いいたします。

学校支援課長 1点目の今の高円寺学園であるとか、富士見丘中学校の現状なんですけれども、いくつか課題はありますけれども、その中でポイントをご説明差し上げると、高円寺学園の方に関していうと、1つは持続可能性というか、コストの面を考えて、高円寺学園だけではなくて、もう少し高円寺エリアに広げてできないか。高円寺学園だけですと、部活動の数・生徒数も少ないので、高円寺エリアで広げて、合同部活化できないかというのが1つ課題になっています。

あと、富士見丘中学校の方は、まだマルチスポーツクラブの認知度がやはり低くて、参加者数が思ったより伸びてなかったというところがございまして、5年度、引き続き行っていく中で、そこをしっかりと昨年の取組も含めて周知していくというところが1つ大きな課題となっております。

2点目の実際に進めていくにあたって、イメージがみなさんつかみづらいということで、委員ご指摘のとおり、これは実際の具体的な地域移行の取組をみなさんに知っていただく。その繰り返し、積み重ねだというふうに思っています。無理のない範囲でできるところを積極的に進め

ている学校もございますので、そこと一緒になって、その取組をみなさんに共有していくというふうに、進め方としては考えております。

3点目の杉並区内のスポーツクラブとか、学校以外の活動場所なんですけれども、全体を把握してございませんが、この昨年の暮れに、富士見丘中学校の方で生徒にアンケートをとってございまして、その中で部活の加入率は8割ぐらいなんですね。

運動部の加入率は6割7割ぐらいなんですけど、その中の子どもたちでやはり4割から5割ぐらいが地域のスポーツクラブとかそういったところにも通っていると、大体半分の子どもの受け皿の中で実際やられているという実態もございまして。ちょっとそこら辺はまた、ほかの学校の実情とかも踏まえながら、杉並の特徴でもあると思いますので、そういったところも踏まえて、次の受け皿として量的にも質的にもどれぐらいあるのかとか、しっかり今後検討する中でつかんでいきたいというふうに思っております。

あと4点目の部活動の指導をやりたいという思いのある先生方。これも校長会のアンケートの結果を見ますと、3割ぐらいの先生が、ご自身で指導したいという思いがございまして、こういった3割の先生方の活躍の場といいますか、そういったものもスポーツクラブ、地域クラブ活動の中で、例えば指導にかかわるとか、将来的には学校教員の立場ではなく、一指導者として地域クラブ活動の中で関わられるような、そんな仕組みも国の方も示しておりますので、そういった方向も検討しながら先生方の声もちょっと聞きながら進めていければというふうに思っております。

以上です。

伊井委員 ありがとうございます。

いろいろ教えていただいてよくわかりました。

今後のあり方っていうのは、やっぱりいろんな立場の方に見ていただいて、話していただけたらいいのかなと思います。

例えば、部活動でいう部費が、地元のクラブになると、会費というものになるのでしょうか、その辺りがどういうふうに子どもたちに影響するのかなっていうのも少々気がかりな部分ではあるので、その辺もちょっとご考慮いただけたらいいかなと思います。

今後ともどうぞよろしく願いいたします。

学校支援課長 ありがとうございます。

会費の問題、費用負担の問題は、保護者の方が気にされているところ、心配されているところだと思います。その辺はPTAの方々とも情報をしっかり共有しながら話し合いを進めていきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

ありがとうございます。

久保田委員 スポーツ庁と文化庁のガイドラインを見ても、国の方でも部活動の地域移行の方向性というのがはっきりしてきたなというふうに思いました。

その上で、先ほどの伊井委員の話も関連するんですが、これから実際に進めていく上での会費の問題もそうなんですが、外部指導員の費用とか、環境整備とか、いろいろな予算面の裏づけとか、根拠とか、見通しとか、その辺について、現状ではどのように考えられますでしょうか。

学校支援課長 予算面のところですけども、はっきりしているのは、直接的な指導者への謝礼とか、そういったものを国は今時点では措置する予定はございません。

受け皿となる体制を育てるための、コーディネートのお金であるとか、組織の立ち上げまでに必要な支援といいますか、そういったところへの予算は増えておりますけれども、一番根幹になる指導者への報酬っていうのは、国は今のところ想定には入れていないという、そのような状況でございます。

久保田委員 国が面倒を見ないということになると、都道府県任せとか、区市町村任せとか、そういう可能性があるわけでしょう。

学校支援課長 そこが大きな問題でございまして、場合によっては保護者の方の負担になるというところですね。

ですのでその辺について、国はガイドラインでは、地域クラブ活動をやるに当たっては可能な限り、低い会費設定にしてくださいと言っているんですけども、その可能な限り低い会費がいくらなのか、これはいろいろな方の考え方によって違いますし、実際に地域クラブ活動を維持運営していく上で、必要な金額も、指導者のランク、といたらあれですけども、指導者のレベルによっては金額も変わってくると思うんですね。ですので、杉並区の中での格差であったり、あと自治体、近隣の自治体との格差というのが生じないような形になるように、東京都教育

委員会の方には、そういった要望等も含めて今後もしていきたいというふうに思っております。

久保田委員 ありがとうございます。

事務局次長 ほかにはございませんでしょうか。

教育長 今の話の続きで、やはり私は、これは国や都が費用を持つべきだと思いますし、教育長会でも同じような話が出て、ではこれまでどうしてきたかといったら、ほとんど教員のボランティアといういわゆる教員にお金をかけないで部活をやってきた歴史がある。そこで急に切り離されて、後は区市町村で面倒みてくださいね、ではあまりにも乱暴な話だね。これはたぶん給食費の話ともかぶるんだけど、社会全体で子どもを育てるといふ本当にその観点でいくなれば、これは間違いなく国が持つべきものだと私は思っています。

ただ今、先ほどの課長の答弁があったように、そんなことはまだ何も示されていないし、これから先どうなるかわからないけれども、我々としては国の動きに注意しながら粛々と考えていかなきゃいけないと思っています。

あとそれから中体連や中文連との関係も大きくて、例えば吹奏楽の大会への出場が中学生のグループじゃなくても、中学生を主とするグループであればいいというふうになりましたよね。そうすると例えば、杉並でやっている、吹奏楽ワークショップってあるじゃないですか、中学生を集めて、日フィルと一緒に演奏するやつ。あれも該当になるのかとか。日フィルが入っているんですよ、中に。そんなのがあるのかとか。たぶんいろいろな問題が出てくるんですよね。

それから先ほど課長がおっしゃったように、杉並には学校の部活動以外に地域スポーツクラブなどに入っている子も結構いる。

今度、地域スポーツクラブも中体連の大会に出られるとなった時に、そのスポーツクラブが中体連の大会に出るとしたら、子どもはダブルカウントできないからどっちかしか出られない。もし、みんな地域スポーツの方に行ったら、学校の部活が成り立たなくなる。今はたぶん学校の部活動と地域クラブ、両方に籍を置いている子もいるはずなんですけど、そういうのもできなくなる。たぶんこれやり始めたら、とてつもなくいろいろなことが出てくる。

審判どうするんだとか、運営どうするんだとか。たぶん中体連はまだ

そこまで詰めていないんですけど、たぶんしばらく、2、3年は混乱するだろうなって思っています。

以上です。感想です。

事務局次長 ほかにはございませんでしょうか。

ただ今お話がありましたとおり、部活動に関しましては、まだ課題が山積しているような状況ですので、その都度情報提供させていただきながら進めていきたいと思えます。

それでは、報告事項4番につきましての質疑を終了させていただきます。

続きまして、報告事項5番「神明中学校改築基本設計まとめ（案）について」、学校整備課長からご説明いたします。

学校整備課長 はい、それでは私の方から「神明中学校改築基本設計まとめ（案）」ができましたので、ご説明を申し上げます。

資料をご覧ください。

私の方でまず主な内容、それからこれまでの取組スケジュールについて、ご説明をさせていただいた後、具体的な設計案、これはA3の用紙にまとめてございますが、こちらの平面図をご覧くださいながら、後ほど学校整備担当課長の方からご説明をさせていただきます。

まず内容ですが、神明中学校の今後の生徒の推移等を見定めたくて、改築規模につきましては10学級規模。

ただ一方で、12学級まで対応ができるような校舎のしつらえ方をしております。

この中には地域の皆様方との懇談会という場を通じて、新たな校舎のビジョン、これを構築して参りました。本日お付けしました冊子の方で言いますと、8ページの方に、改築基本方針の全体像を載せてございますが、ここでは大きく3点をお示してございます。

その中でも特にこの神明中学校の特徴でもある、隣接する神社とその森にふさわしい、環境に優しく、安全で快適に過ごせる、そういった学校を目指してほしいという地域の声が大変多かったというふうに記憶をしております。

それから1（3）校舎配置につきましては、校舎、それから校庭の環境、更には周辺住環境への影響などの面から、これも大変時間をかけて検討を重ねまして、校舎配置につきましては従来通り、校舎を西側に、

校庭を東側に位置するものとしてございます。

これにつきましても後ほど平面図の方で詳しくご説明をさせていただきます。

それから今回の改築で初めて、プールの設置、この部分につきまして、地域の皆さんとも議論を重ねました。年に1か月弱くらいしか利用しないプールを設置する必要があるのか、そういった議論もございましたが、結果的にはもし仮に設置しない場合、水泳授業を確保するために、外部施設を利用することになる。そうなりますと、特に中学の場合には、時間割の調整等、様々な困難があるということで、済美教育センターからも様々なご意見をいただきました。

そういったこともあることから、プールは設置をすることといたしました。

ただ今後のプールに関する議論につきましても、それぞれ改築する学校の条件等も踏まえて、引き続き検討材料にしていきたいというふうに考えてございます。

2番の「改築基本設計の策定に向けた取組」のところでございますが、これまで8回にわたり昨年の4月から懇談会を開催し、地元の皆様方、あるいはまた学校関係者の方々と議論を重ね、いよいよこの計画にまとまったところでございます。

加えまして、今年になりまして、1月31日、それから2月2日の両日、神明中の近隣にお住まいの方々、それから保護者の皆様方を対象に1回ずつ説明会を開催をしております。様々なご意見をいただきましたので、それらのご意見もあわせて、この案に更に加えたうえで、最終的な案に仕上げたいというふうに思っております。

私からの最後ですが、今後のスケジュールについてでございますけれども、第9回目の懇談会を本年3月に開催をし、最終案として取りまとめて参りたいというふうに思っております。

基本設計の案として策定をいたしまして、令和5年度、来年度の早い時期に改めてまた説明会を行い、いよいよ詳細にわたる実施設計のフェーズに入って参りたいというふうに思っております。

それでは引き続き、岡部課長の方からご説明をさせていただきます。

学校整備担当課長 それでは資料2の配置計画から説明いたします。

図面の上側が北になります。

敷地の北側に隣接して神社がありまして、それ以外は全て道路に囲まれた敷地となっております。

現状に近いような形で、図面右側に校庭を配置して、その左手に校舎が配置されています。

校舎の西側、左端に、現状の体育館とプールのある場所に、同じように体育館を設置しております。

正門については、南側の道路の東側の校庭の辺りに正門と囲みで書いてありますが、これは現状とおおむね同じような位置に正門を設けて、西側の体育館寄りのところには開放の出入口を設けております。

めくっていただきまして、資料 3 - 1、平面図です。

正門のところから入って、最寄りのところに昇降口、昇降口から上のところに給食室だとか、職員室、校長室などの管理諸室を配置しています。

昇降口のところに戻って左奥に開放会議室、体育館などが配置されています。

図面の下側が地下ですね。地下に体育館を配置。これは日影規制、建築規制等により地上部に設置するのがこの位置では困難なので、地下に体育館という形になっております。

めくっていただきまして、資料 3 - 2 です。図面の一番下のところに 2 階平面図が記載されています。

右下のくの字になったところあたりは、図書コーナーと多目的室などを配置して、学校のラーニングセンター機能を充実したものになっております。

そのほか 2 階は音楽室や、理科室などの特別教室のゾーンとなっております。

3 階にいきまして、3 階東側の校舎はオレンジ色に塗られているところに 2 学年分の普通教室が配置されています。ずっと西側にいきまして、体育館の屋上のところに屋上プールが設置されています。

次に 4 階です。4 階は 1 学年分の普通教室の配置となっております。

図面の説明は以上となります。

事務局次長 それではただ今の説明につきまして、ご意見・ご質問等ございましたら、お願いいたします。

教育長 北側が神社の森に接しているじゃないですか。例えば、学校を建

てて、塗装をすると思うのですが、それはなんか色の制限とかそういうのってあるんですか。すごい色を使っちゃいけないとか。

学校整備担当課長 これは神社に限らず、杉並区は景観の条例がありまして、それぞれ地域で規制の度合いが違うんですけど、神田川沿いだとか、善福寺川沿いなんかは割と色の制限、形状の制限などがあります。

教育長 あるんですね、ありがとうございます。

伊井委員 隣が神社で、環境がすごく良く、夏はラジオ体操をやったりしていますが、すごく本当にきれいな緑の森で、少量の雨だとあんまり雨に打たれないぐらい木が茂っていて良いところなんですけれども、この計画はもう8回も話し合っていて、出された結果なので、本当にいろいろな方の意見が入っているんだなと思います。

教室は3階と4階なんですけれども、この3階のところって、真ん中は廊下ですかね。廊下の両側に教室がある感じが、そのあたり、音の配慮とかをされているんですか。

学校整備担当課長 3階の真ん中のところ、普通でいうところの中廊下になるわけなんですけれども、中廊下のところを広めにとって、学年のユニットを形成して、生徒の居場所づくりなど、図面ではありませんけど、家具等で工夫して、そういった使い方ができるように広めの空間をとっております。

中廊下形式の学校は、ここだけではなくて、いくつかあります。

伊井委員 ここまで計画を立てられるのもすごく大変だったと思うので、本当にご苦労に感謝するところです。

もう本当に地元の方々の神明中を建て直してもらいたいという願いは半端な熱意じゃなかったもので、本当に皆さん喜んでいらっしゃると思うんですけども、実際工事が始まると、車の出入りとか、資材の出し入れとか、そういったことが結構民家が接近しているので、その辺もすごくご配慮いただかないとまらないのかなと思って、難しさもすごく感じています。

本当に大きな改築の中で、地域の願いがこもった学校になるといいなと望んでおります。

よろしく願いいたします。

学校整備課長 神社に接しているところ以外は、周辺道路で接してて、北側の道路なんかは住宅地にある学校にしては割と広い道路ですが、委員の

ご指摘のような危険に十分配慮して、工事の方は進めていきたいと考えております。

学校整備担当部長 私もよろしいでしょうか。

前段の部分の伊井委員のお話しですけれど、私もいくつも学校を建て直しましたけれど、本当に神明中の地域の皆さんの思いの強さがすごいですよね。そういった思いの強さを、やはりこの懇談会で、様々な意見としてご発言されて、それをしっかりまとめていかなきゃいけないなという私も覚悟を持ってこの懇談会、それからその検討に臨んで参りました。本当に良い学校の全体像ができてきたかなというふうに思っています。

必ずしも恵まれているとは言えないこの校地の中で、やはりこれだけの工夫を凝らして校舎を建てていく、大変大きなミッションですけれども、しっかり完遂させていきたいなというふうに思っているところでございます。

ありがとうございました。

伊井委員 環境に配慮した部分というのは、今まで通り、配慮していただいて、このまま進んでいく感じですか。

学校整備担当課長 また実施設計で詳細を詰めていきますけど、これまでよりも太陽光発電の発電量の拡充だとか、断熱性能だとか、気密性などは昨今の地球温暖化対策のこともありますので、これまでよりも強化していこうと考えていることです。

伊井委員 よろしくお願いいたします。

對馬委員 現在の校舎とほぼ同じ位置に、同じような形の校舎が建つという事で、そうすると校庭の部分に仮設校舎を建てて、一時的に移転をして、全部取り壊して、そこに建てると。だいたひ時間がかかるということではよろしいでしょうか。

学校整備担当課長 そうですね。例えば配置図のところで言うと、この校庭のところ、今の学校の諸室の機能をプレハブの校舎として設置して、おっしゃる通り既存校舎を解体して、その部分に新校舎を建設していく。そういう手順になります。

對馬委員 先日伺った中瀬中かな。プレハブが建っていて、体育館も非常に立派で、すごいなと思ったんですけど、特に中学生の場合は3年間しかない中で、校庭が全く使えない、体育館もプレハブとなるとけっこう

やっぱり部活動なんかにはだいぶ影響が出るのかなと思いますが、体育の授業もそうですが、部活動の活動とかは、ほかの代替の学校を利用するとか、そういった案は出ているんでしょうか。

学校整備課長 では私の方から。

学校改築に際して、こういった基本方針ですとか、新しい学校の設計というのも大変重要な仕事なんですけれども、それと同じぐらい重要なのが、これはもう懇談会でも言っているんですけれども、工事にジャストミートする子どもたちのことをしっかり考えた対応していくってことなんですよ。

これね、本当に建物を建てるのと同じぐらい大切なんです。なぜかといったら、その子どもにとってはその3年間しかないわけですから。中瀬中の時もそうだったんですけれども、本当に我々、教育委員会が一緒になって、地域の小学校や中学校を周って、校庭や体育館を貸してもらえよう努力をしています。

例えば、中瀬中でいうと、あそこけっこう体育祭が、大きい、良い体育祭なんですよね。なので、高校の校庭を借りました。そういった形で、特に運動場に関しては、この神明もそうですけれども、尽力して参りたいなというふうに思っています。

對馬委員 本当にその時の子どもたちには、その環境しかないの、是非よろしく願いいたします。

事務局次長 ほかにはよろしゅうございますか。

それでは無いようでございますので、報告事項5番につきましての審議を終わります。

最後に報告事項6番「社会教育センター大規模改修工事期間延長に伴う対応について」、生涯学習推進課長からご説明を申し上げます。

生涯学習推進課長 私からは「社会教育センター大規模改修工事期間延長に伴う対応について」、ご報告をいたします。

世界的な半導体不足の影響により、空調設備部品の納期が遅れまして、改修工事期間が延長となっておりますが、再開の目途が立ちましたので、対応についてご説明をいたします。

まず工事期間でございますけれども、変更後は令和5年5月中旬に工事を完了する予定でございます。

引き渡し後、再開の準備を含め、休館期間は令和5年7月31日までと

なります。

再開の時期でございますが、令和5年8月1日を予定しております。各施設利用申込受付及び開始時期でございますが、社会教育センターのホール、展示室につきましては、もう既に本年1月1日から申し込みを開始いたしております。

集会室等につきましては、本年5月15日から開始の予定でございます。

なお、社会教育センター事務室は現在、済美教育センターを仮移転場所としておりますけれども、再開後はセッション杉並2階の南西部分に移動をいたします。

令和5年6月に仮移転場所を引き払い、セッション杉並に戻る予定でございます。

私からは以上です。

事務局次長 それではただいまの説明につきまして、ご意見・ご質問等がございましたら、お願いいたします。

教育長 工事の覆いが取れて、いよいよ開館に向けた最終段階かと思うんですけれども、改修にあたっては、設備とかもいろいろ、新しいのに替えたりとかもしてると思うんですけど、この今の世の中、いわゆるデジタル化と言われている中で、例えばICTを活用した施設に変えたり、そういうような部分というのはあるんですか。

生涯学習推進課長 デジタルの活用ということになりますと、一応移動式のWi-Fiの機器を備えつけてまして、いわゆるオンラインでいろいろやりとりをするような場合には、それをその部屋に持ち込んで、インターネット環境が担保できるような、そういうような設備は配置する予定でございます。

事務局次長 ほかにはいかがでしょう。

伊井委員 本当に待っていた方がいっぱいいらっしゃると思うので、1月1日から予約がすごかったんじゃないですかね。

たいぶ私もお問合せを受けて、「わかりません」としかお答えようがなかったんですけど、すごく期待値が高かったなと思います。皆さん待ちに待った開館なので、前向きにいろんな形でご利用いただけるといいのかなと思います。

よろしく申し上げます。

生涯学習推進課長 確かに1月1日から募集が始まりましたので、申込み

ができるのはいつからかとか、そういうお問合せはいくつかいただいておりますけれども、ただやはり、まだコロナの状況下で、ある意味ちょっと様子見みたいなどころもございまして、例えばもう8月分は、1月1日に申し込みが始まりまして、もう抽選も終わっておりますけれども、だいたい皆様希望したところを取れたというようなお話も伺っておりますし、そんなに混乱した状況ではなかったというふうなところもございします。

伊井委員 逆によかったです。ありがとうございます。

お引越しとか、そういうのも大変だと思います。よろしく願います。ありがとうございます。

事務局次長 ほかにはよろしゅうございしますか。

それでは無いようでございますので、報告事項6番についての質疑を終わります。

以上で、報告事項の聴取を終わります。

教育長 それでは冒頭に決定いたしましたとおり、ここから非公開で審議をさせていただきます。

その前に事務局次長、連絡事項の事項がございましたら、お願いいたします。

事務局次長 次回の教育委員会定例会につきましては、議会の関係から日程を変更させていただきますして、2月27日、月曜日、午後2時からの開催を予定しております。

どうぞよろしく願います。

以上でございます。

教育委員長 それでは改めまして、議案の審議を行います。

事務局次長、願います。

事務局次長 それでは日程第1、議案第5号「杉並区幼稚園教育職員及び杉並区学校教育職員の任免等について」を上程いたします。

教育人事企画課長からご説明いたします。

教育人事企画課長 私から議案第5号「杉並区幼稚園教育職員及び杉並区学校教育職員の任免等について」説明いたします。

はじめに杉並区幼稚園教育職員についてでございます。

まず退職につきましては、定年退職1名、普通退職1名の合計2名でございます。

次に採用につきましては、暫定再任用1名、他区からの人事交流による採用1名の合計2名でございます。

引き続きまして、杉並区学校教育職員についてでございます。

いずれも普通退職4名でございます。

それぞれ退職は令和5年3月31日付、採用は令和5年4月1日付となります。

以上で説明は終わります。

議案の朗読は省略をさせていただきます。

事務局次長 それではただいまの説明につきまして、ご意見・ご質問等ございましたら、お願いいたします。

對馬委員 いわゆる区費教員4名がまた残念ながら抜けてしまうということですが、来年度の区費教員は何名ぐらいになるのかということと、その区費教員の活用プランがありましたら教えていただけますか。

教育人事企画課長 令和5年度は56名ということで予定しております。

その活用についてですが、30人程度学級を5年生、6年生で引き続き行いますので、まずはそこに配置ということになります。

そのほかにつきましては、教科担任制、小学校の英語、理科、体育そういったところに学校の希望をもって配置できるところに配置していくということになります。

以上でございます。

對馬委員 ありがとうございます。

事務局次長 ほかにはご意見等ございますでしょうか。よろしゅうございますか。

それでは無いようでございますので、教育長、議案の採決をお願いいたします。

教育長 それでは採決行います。

議案第5号につきましては、原案のとおり可決して異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

それでは異議はございませんので、議案第5号につきましては原案のとおり可決といたします。

教育長 それでは以上で本日予定しておりました日程は全て終了いたしました。本日の教育委員会を閉会いたします。